

藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止について
藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

2024年（令和6年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例
藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成19年藤沢市条例第13号）
は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に住民基本台帳カードの交付を受け、かつ、この条例による廃止前の藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例第3条第1項の登録を受けている者については、同条例第2条及び第4条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（藤沢市印鑑条例の一部改正）

- 3 藤沢市印鑑条例（昭和49年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「住民基本台帳カード若しくは」を削る。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

（藤沢市印鑑条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の際現に住民基本台帳カードの交付を受け、かつ、この条例による改正前の藤沢市印鑑条例第16条の規定による登録を受けている者について

は、同条例第15条第1項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

提案理由

この条例を提出したのは、住民基本台帳カードの独自サービスの利用に必要な事前登録に係る事務を令和7年2月28日をもって終了することに伴い、条例を廃止する等の必要による。